

事務連絡
令和3年7月9日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

金融機関等への新型コロナウイルス感染症対策へのご協力の呼びかけについて
(周知)

平素から新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

令和3年7月8日付け事務連絡「所管金融機関等の融資先に対する特措法に基づく要請・命令の遵守等の新型コロナウイルス感染症対策の徹底促進について」は、金融機関等と融資先等の事業者等との対話の機会等を活用し、金融機関等から事業者等に新型コロナウイルス感染症対策の徹底の働きかけを依頼する趣旨から発出したところですが、同事務連絡は廃止し、同事務連絡に基づく関係省庁から所管金融機関等への依頼は行わないこととします。

以上

(本件連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(法令班)
担当者：渡邊、武智 TEL：03-6257-3085

事務連絡
令和3年7月8日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

所管金融機関等の融資先に対する特措法に基づく要請・命令の遵守等の新型コロナウイルス感染症対策の徹底促進について
(依頼)

平素から新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の効果的な推進のため、所管金融機関等へご依頼いただきたい事項を示します。

記

新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進のため、貴府省庁が所管する金融機関等が、融資先等の事業者等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の6第1項又は法第45条第2項に基づく要請及び法第31条の6第3項又は法第45条第3項に基づく命令の遵守等、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を働きかけていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上

(本件連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(法令班)

担当者：渡邊、武智 TEL：03-6257-3085